

静岡県公安委員会規程第1号

責任者講習の実施に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月5日

静岡県公安委員会委員長 稲田 精 治

責任者講習の実施に関する規程の一部を改正する規程

責任者講習の実施に関する規程（平成5年静岡県公安委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(責任者講習の頻度等) 第3条 (略) 2 責任者講習の1回の受講者数は、 <u>おおむね30人から60人までとする。</u> 3 (略) (責任者講習の実施場所) 第7条 <u>責任者講習は、受講者の利便を考慮しつつ、受講者数に応じて警察署の管轄区域単位あるいはブロック（複数の警察署の管轄区域を統合した区域）単位又は県単位ごとに会場を設定して行うものとする。</u>	(責任者講習の頻度等) 第3条 (略) 2 責任者講習の1回の受講者数は、 <u>講習効果を十分に上げられるような適正な人数とする。</u> 3 (略) (責任者講習の開催方式等) 第7条 <u>責任者講習は、次のいずれかの方式により行うものとする。</u> <u>(1) 受講者を会場に集合させて行う方式</u> <u>(2) オンライン方式（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら講習をすることができる方式をいう。）</u> <u>2 前項第1号に掲げる方式による責任者講習は、受講者の利便を考慮しつつ、受講者数に応じて警察署の管轄区域単位若しくはブロック（複数の警察署の管轄区域を統合した区域）単位又は県単位ごとに会場を設定して行うものとする。</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。